

## 第25回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(水) 午後1時30分から時分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	<del>4番</del>	<del>澤田雄一</del>
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 4番 澤田雄一

5. 議事日程

報告第1号 土地の現況証明願に係る専決処分の決定について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について  
議案第1号 令和4年6月3日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第3号 土地の現況証明願について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(農委許可)  
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)  
議案第6号 農地移動適正化斡旋申出について  
その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 宏樹 事務係長 安藤 美香 事務係 葛西 佐

## 7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第25回6月総会を開会いたします。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長 【会長挨拶】

会 長 それでは一般事項と併せて動向報告を事務局よりお願いします。

事務局長 【動向報告の朗読】

議 長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、4番澤田雄一委員1名であります。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に、10番松田永委員、11番小坂寛和委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は、10番松田永委員、11番小坂寛和委員にお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「土地の現況証明願に係る専決処分の報告について」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【報告第1号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を上程いたします。事務局より内容説明願います。

事務局 【報告第2号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
1番についてはいかがですか。(異議なしの声)  
1番については異議なしということで、報告済みと致します。

それでは早速、議案を審議してまいります。議案第1号「令和4年6月3日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程いたします。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第1号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参りますので、よろしく願います。  
1番についてはいかがですか。(異議なしの声)  
1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第2号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参りますので、よろしく願います。  
1番についてはいかがですか。(異議なしの声)  
1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第3号「土地の現況証明願について」を上程致します。調査委員は、野澤博幸委員、千島武委員、小坂寛和委員です。どなたか説明をお願いします。はい、平野委員。

9番 それでは、9番千島から1番議案について報告いたします。先般、6月20日に事務局より2名と野澤博幸委員さん、小坂寛和委員さん、私の5人で現地調査を実施致しました。

【議案第3号(1番議案)朗読後、説明】

1番議案の申請地については宅地として課税され、現況については草木が繁茂しており、農業振興地域整備計画白地であること等を併せて考

慮した結果、1番議案については農採以外と判断して参りました。

議 長 はい、野澤委員。

1番 それでは、1番野澤から2番議案と3番議案について報告いたします。

**【議案第3号（2・3番議案）朗読後、説明】**

2番議案の申請地については畑として課税されておりますが、現地の状況は農業用倉庫が建っており、宅地として利用されておりました。現況調査の結果、2番議案については農採以外として判断して参りました。

3番議案の申請地については畑として課税されておりますが、現地の状況は雑木が繁茂し農地の体をなしていないことから、3番議案については農採以外として判断して参りました。

以上報告と致します。ご審議くださいますようお願い致します。

議 長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参りますので、よろしくお願ひします。

1番についてはいかがですか。（異議なしの声）

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。（異議なしの声）

2番については異議なしということで、決定と致します。

3番についてはいかがですか。（異議なしの声）

3番については異議なしということで、決定と致します。

当日の調査委員の皆さん、ご苦労様でした。

次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（農委許可）」を上程致します。事務局より内容説明願ひます。

事 務 局 **【議案第4号朗読後、説明】**

議 長 説明が終わりましたので、審議して参りますので、よろしくお願ひいたします。

1番についてはいかがですか。（異議なしの声）

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、この案件について北海道農業会議への意見聴取を行うことについて、審議して参ります。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、北海道農業会議へ意見聴取を行うことについては決定と致します。

続きまして、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決によりこの案件について許可証の交付をしてよいかについてを審議して参ります。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可証を交付することで決定いたします。

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第 5 号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、1 件ごとに順次審議して参りますので、よろしくをお願いします。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、決定と致します。

2 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2 番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第 6 号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第 6 号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。

7 番 質問よろしいでしょうか。

議長 はい、小澤委員。

7 番 7 番小澤です。3 4 番についてなのですが、写真を見ると複雑な形をしているように見受けられますが、畑として利用している状態なのでしょうか。事務局は現地を確認しましたか。

事務局 確認してきました。この土地の上側の方については畑として利用されています。下の方については、所有者が造園屋さんに貸していたという話で、木が植えられたのか元々生えていたのかはわからないような形です。そして、真ん中については畑として耕作されている部分もあるのが現状ですので、今の状態では畑として見ざるを得ないようなところだと思います。現況証明となると、分筆しないことには証明を出せないかと思われそうです。

7番 都市計画区分としては何にあたるんですか。

事務局 ここは市街化調整区域になります。

7番 耕作放棄地の一覧には入っていなかったんですか。

事務局 入っていないです。

7番 わかりました。

議長 私もこの話を聞いてすぐに現地を見に行ったのですが、この土地を借りた造園屋さんは材料が売れず、上の方だけ切り倒してしまったような話を聞きました。高さとしては、根から1m程度が残されているような状況になります。上のところについては、家庭菜園をされているようです。まず、事情はそういったことになります。よろしいでしょうか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第6号については決定と致します。

次に、追加議案第1号「七飯町農業委員候補者評価委員会設置要綱の一部改正について」を上程いたします。事務局より内容説明願います。

事務局 【追加議案第1号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、追加議案1号については決定と致します。

続きまして、その他1番協議事項を事務局より説明いたします。

事務局長 協議事項は3件でございます。

協議事項1「第26回7月総会開催日程について」、日程は令和4年

7月26日火曜日午後1時30分といたしたいと考えております。

協議事項2「土地現況調査の実施について」、日程は令和4年7月19日火曜日午前9時といたしたいと考えております。

協議事項3「閉会中の会長職務代理及び各委員の出張承認について」、期間は令和4年6月28日から令和4年7月26日となります。

議長 協議事項1についていかがですか。(異議なしの声)  
協議事項1については異議なしということで、決定と致します。  
協議事項2についていかがですか。(異議なしの声)  
協議事項2については異議なしということで、決定と致します  
協議事項3についていかがですか。(異議なしの声)  
協議事項3については異議なしということで、決定と致します。

続きまして、2番その他(1)について事務局より説明願います。

事務局 【その他(1)を説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
いかがですか。

11番 はい。

議長 はい、小坂委員。

11番 11番小坂です。私も、現況調査の際に現地を確認したのですが、測量したような赤い杭が上にも下にも入っておりました。その後事務局では確認はとれましたか。何をするための杭だったのかということとはわかりましたか。

事務局 確認はしたのですが、草地更新を行うようだ、とのお話しか聞いておりません。

11番 草地更新のために必要なのですか。見る限りですが、かなり細かく杭が打たれているようでしたので・・・。

12番 板のような杭ですか。

11番 平板ではなく、ただの四角い杭でした。境のところにも綺麗に入っていたので、少し気持ち悪いなど。

1 2 番 確かに草地更新をする際には、面積を合わせる必要があるのですが、境界は確認することもあります。中で打つということは、何かを知るためにやったのだろうということしかわからないですよ。

1 1 番 やはり、もう一度農業委員会の方でしっかりと確認するべきではないでしょうか。私はその方がいいのではないかと思います。しつこく確認をしていく形で。

もう一つ確認だったのですが、これは土地所有者ではなく、隣地所有者が草地更新を行うのでしょうか。

事務局 基本、草地更新は所有者の方が行うことになるかとは思いますが、所有者に確認したところ、自分は何も知らないが隣地所有者が草地更新を行うようだ・・・。

1 1 番 まずそこがおかしいですよ。

事務局 仰る通りだと思うんですけども・・・。

1 1 番 本来であれば土地所有者がわかっていなければならないことだし、所有者がやらなければならないことだと思います。何度も言うようですが、しっかりと所有者の方が管理をするのだというところを理解してもらって。まずはそれが第一条件なのではないでしょうか。今回は綺麗にしたので完了としても、今後この農地を農地として利用されているかパトロールしていくとなった時に、隣地所有者が勝手に土地を触って、綺麗にして、次は杭を打って、管理もするというのは違うのではないかなと思うのですが。私はそう思いますが、いかがでしょうか。

議長 皆さんはどう思いますか。

7 番 7 番小澤です。農業委員会が、農業委員と事務局あわせて現地を何度も見回る中で、草地更新か何かの理由で杭を打っているというのは、もしかすると農業の開発という意味ではいいことなのかもしれませんが、たとえばそれが無断で建物を建築されたりした場合には大きな罰則があるはずですよ。農地の違反転用と、何度かニュースにもなっていると思いますが。何度注意されても建物を建てて、終いには逮捕されたというような話でしたが。そういったことは所有者本人はわかっているのでしょうか。



事務局 それは送付した文書の中にも記載しております。

7番 それでは本人の自覚の問題もあるということですね。それであれば、やはりしっかりと話して理解してもらいたいと思います。これだけ何度も確認するということが過去にはないんですし。所有者も、隣地所有者が勝手に、とばかり言うてはられないはずなのですが、まだ緊張感はそのままでないんですかね。所有者は私もよく知っていますし、大沼の農業委員さんもいらっしゃいますから、委員を含めて話をして理解させるのが一番なのではないでしょうか。それを理解した上で近隣の農業者に貸すなり売るなりということを考えてもらいたくないと思うのですが。

議長 それにつきましては、実はまだ相続途中ですので、全部が全部相続をなされたわけではないのが実情です。相続が終わらないことには手放すこともできませんよね。もしかすると相続をするに伴って測量をしたのかもしれないですし、過去に残土を捨てたりしていたこともあったので土地の境界をはっきりさせるために杭を打ったのかもしれないですし、我々も杭の打たれた現地は確認しておりませんので理由はわかりかねますが、相続をなされた暁には全責任が所有者にかかってきますので、相続が完了し次第どういった責任が生じてくるのかを明らかにする必要があります。隣地所有者を責めても仕方がないと思います。あくまでも責任というのは所有者に生じてくるものです。そもそも隣地所有者は農家ではありませんので農地を持ってませんよね。だから隣地所有者が関わってくるのが間違っている。所有者の代には、もしかすると隣地所有者に使わせるような話があったのかもしれませんが、もう所有者は亡くなっており、現在は相続人がのちの所有者となるのですから。文書を交わしていようがまいが、農地である以上は他の土地と一緒にくたにするのは間違いです。ですので、この農地については今後も注視していかなければならないと私は思っているところであります。よろしいでしょうか。

それでは再度、皆様のご意見を賜りたいと思います。

いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、その他(1)につきましては、今後も毎年の農地パトロール時等において農地の適正利用について確認を行っていくこととし、是正の完了を認めます。

続きまして、2番その他(2)「七飯町農業委員会令和4年度最適化活動目標の設定等について」事務局より説明願います。

事務局 【その他（２）を説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。  
いかがですか。（異議なしの声）  
異議なしということでその他（２）「七飯町農業委員会令和４年度最適化活動目標の設定等について」は、決定といたします。

その他事務局よりなにかありませんか。

事務局長 特にございませぬ。

議長 その他で、委員から何かございませぬか。  
それでは、以上をもちまして第２４期第２５回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和４年６月３０日

議事録署名委員

松田 永

小坂 寛和